

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付済証明書(普通徴収分)を交付します

(町民税務課)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、所得税や住民税の申告、または、年末調整等で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

普通徴収(納付書、または、口座振替)で納付した方は、令和元年中の納付額を記載した「納付額証明書」を各担当課にて交付します。

なお、特別徴収(年金天引)分は、含まれていませんので、年金支払機関(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票等で確認してください。

※納付額について、電話によるお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

※納税義務者(被保険者)本人、同一世帯の方が来庁する場合以外は、委任状が必要となります。

○交付場所

- ・国民健康保険納付証明書
- ・町民税務課 ③窓口
- ・後期高齢者医療保険料納付証明書

- 町民税務課 ③窓口
- 介護保険料納付証明書
- 健康福祉課 ⑥窓口

○交付開始日 11月6日(水)
(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

○お問い合わせ

- ・町民税務課 税務G
- ☎(84)1966 (直通)
- ・健康福祉課 高齢者支援G
- ☎(84)0006 (直通)

個人住民税の特別徴収(給与天引き)について

(町民税務課)

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)納入していただく制度です。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務づけられています。

事業主のみなさんには、ご理解・ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

- 町民税務課 税務G
- ☎(84)1966 (直通)

後期高齢者歯科健康診査を実施しています

(町民税務課)

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、無料の歯科健診を実施しています。

○対象者

- ・広域連合の被保険者で、左記の生年月日の方
- ①昭和18年4月1日～
- ②昭和19年3月31日生まれの方
- ③昭和13年4月1日～
- ④昭和14年3月31日生まれの方
- ⑤昭和8年4月1日～
- ⑥昭和9年3月31日生まれの方

○受診回数

1年度につき1回

○実施期限

12月31日(火)

○受診場所

同封する「実施医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関

○健康診査内容

- ①問診
- ②歯の状態
- ③咬合状態
- ④口腔衛生の状態
- ⑤口腔乾燥の状態
- ⑥歯周組織・粘膜の状況
- ⑦口腔機能評価
- ⑧呼吸の異常
- ⑨指輪つかテスト

- ⑩反復唾液嚥下テスト
- ⑪事後指導(セルフケアの歯ブラシ指導)等

※健康診査受診料は無料ですが、治療を行う場合、別途料金がかかります。

○お問い合わせ

- ・茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 保健資格班
- ☎029(309)1212

道路工事実施のお知らせ

(都市建設課)

町道の改良工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

・町道5号線道路改良工事

- 工事期間 3月上旬まで
- 工事箇所 幸主地内
- 施工業者 小沢道路(株)



○お問い合わせ

- 都市建設課 建設・地籍G
- ☎(84)3347 (直通)

注意!あなたの土地が狙われています

(生活安全課)

悪質な業者から金銭や甘い言葉(うまい話)で土地利用を求められ、安易に同意してしまつた結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されることや質の良い土壌が埋め立てられる事案が発生しています。

こうした被害を防ぐためには、「うまい話があつても、安易に土地を貸さない。」という意思を持つことが大切です。

また、いつの間にか遊休地に不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地や手入れが行き届かない土地などが狙われています。定期的な見回り、進入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置が有効です。

※不法投棄・野焼きを見つけたら 不法投棄110番へ

☎0120(5336)3880

○受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分。受付時間外は、最寄りの警察署まで。

○お問い合わせ

- ・生活安全課 生活環境G
- ☎(84)3618 (直通)
- ・茨城県廃棄物対策課
- ☎029(301)3033